

告 示

埼玉県告示第四百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十三年埼玉県告示第千九百十四号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

神川町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業神川公共下水道

三 事業施行期間

平成十三年十二月十四日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

汚水

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし